附則第十五条第一項の表第五条第二項の項中「合算額」の下に「の合算額」を加え、同表第五条第三項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項 | であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。） |
| | 並びに指定組合特定被保険者納付費用額 |

附則第十五条第一項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 前条の規定により読み替えられた第五条第四項第一号及び第二号イ | 指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。） |
| | の被保険者又は経過的組合員若しくは経過的世帯員 |
| 前条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号ロ(1) | の被保険者 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一号ロ | とし、 |

| | |
|---|---|
| | 、指定組合特定被保険者納付費用額並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額 |
| | 算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項 | 算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに |
| | 得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。 |
| 第五条第四項第一号 | 得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。 |
| 第五条第四項第二号イ | 得た額 |

| | |
|---|---|
| | を除く。）から同項 |
| | の合算額を除く。）から第三項 |
| | の合算額を除く |

**第十五条**　平成二十七年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十五条第二項を削り、同条を附則第十六条とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（組合に対する補助の特例）